婚

後も

離婚や別居で夫婦が離れて暮らすことになって

写真と近況を知らせる手紙 が届く。これが娘について

性の自宅ポストには、娘の

年2回、宮崎市の50代里

子供に会いたい

思い、法的な課題について報告する。 内で後を絶たない。子供に会えない親や祖父母の ず、家庭裁判所に調停申し立てをするケースが県 からも、親と子供が継続的に交流を保つことを に、面会交流をめぐって親同士の話し合いがつか 「面会交流」という。離婚の増加や少子化を背景



婚した。「米国の映画のよ

由に会えることを条件に離

男性は12年前、子供と自

るもの」と思っていたが、 うに、離婚後も子供に会え

現実は違った。 元妻側から

同親権求める動き

っていない」と告げられ、

子供はあなたに会いたが

来月

から改正

民逃施行

子供に会う 回数は徐々に 減

っていった。

男性に送ることで合意し 供の写真と手紙を年2回 まま。最終的には元妻が子 流を求める調停を申し立て で、1年間続いた。しか たのは、もっと子供に会い た。調停は月1回のペース にいという切実な思いから し、互いの主張は平行線の 男性が宮崎家裁に面会会

れが親権を持つ共同親権だ 日本では婚姻中はそれぞ

共同親権について、宮崎市の

三階がなどが

サイド

経て、共同親権や面会交流について考えるようにな長男の離婚訴訟の記録をめくる夫婦。厳しい経験を

ったという一宮崎市

男性は子供との別れを機 間団体に入会した。 親権への法改正を求める民 権を持つ単独親権になる。 に、円滑な親子交流や共同 離婚後は一方の親が親

> 増えており、現在15人。今 体。会員は九州でも徐々に

みをもった親が話すことで

宮崎市の60代夫婦は「悩

楽になる。そんな場を設け

たい」と、県内で交流会を

月11日には kネット九州を

のほかにも、親権者の指定 報値)。過去10年間でみる 舞うか。大人同士の問題で 次いで多かった。面会交流 と、101件だった10年に の面会交流の調停申立件数 ない」と思っている。 は、2011年で74件(速 子供に影響を与えてはいけ 宮崎家裁によると、県内

学した」とあっても、学校 の簡単なもの。「学校に進

名は書かれていなかった。

鼻立ちが分からないほど小 知るすべて。写真の顔は目

さく、文章もワープロ書き

を運用する大人がどう振る いと思うが、大事なのは法 「法改正はあった方がい または変更に関する調停申 を求めて運動している団 は、共同親権の法制化など ज 共同親権運動ネットワー 共同親権 (東京都、kネット) 体が活動 九州にも発足

> レットを作り、配布する子 民法を知ってもらうパンフ や学習会を開くほか、改正 発足させた。今後は交流会

い合わせは2090 (20

交流会やkネットへの問

96) 500-1-0

開く準備を進めている。

し立てが毎年100件以上 調停は、通常2人の調停

> て調停が行われたが、進展 の後、離婚や親権をめぐっ

居したのは2010年。そ

る。ただ、守らなくても罰 と、調停調書がつくられ 所など話し合いがまとまる 行う。面会方法や回数、場 た上で、助言やあっせんを 委員会が双方から話を聞い 委員と裁判官でつくる調停

則はない。家裁として調書 に委ねられる。

県外に住む長男夫婦が別

では互いに傷つけあい、血

きで成果は上がらず、裁判

の履行を促すことはある もそうだ。 がいる。 宮崎市の60代夫婦 も、現行法に疑問を持つ人 なくなった祖父母の間で が、最終的には当事者自身 子の離婚などで孫と会え

が求めていた親権は元妻に

秋に下りた判決では、双方 がなく裁判になった。11年

と会う取り決めをした。夫 いき、月1回、長男が子供

婦は「調停はただのガス抜

だらけになってしまった」 と振り返る。

年間は孫に会えず、市内の 公園で一緒に遊んだことが が掲げられている。この2 名字が変わった孫の命名紙 自宅応接間には、今では

加。「少子高齢化で一層子 岡県で始まった交流会に参 を知り、昨年から大分、福 に、一方の愛情がカットさ ト)という民間団体の活動 ワーク(東京都、 kネッ 思い出される。 供は国の宝になっているの は、共同親権運動ネット 司法への疑問を持った?

移行を求める声があるという 供の利益を最優先して面会 20歳未満の未婚の子供がいる ければならない、と明記され 交流や養育費などを定めな は夫婦が協議離婚する際、子 国平均の1・99を上回る。 たりの離婚率は2・13で、 のは1621件。人口千人当 年で2415件。このうち、 4月1日施行の改正民法で 県内の離婚件数は2010 宗内でも、 単独親権からの 費な

は望ましいと思う」と話す。 の福祉という意味で共同親権 せ、子供と親のつながり、子 らす親の自覚をはっきりさ 松田幸子弁護士は「別れて暮

ことを考えてくれる親が増え 分たちのことよりも、子供の 婚による子供への影響を少な 係するケースでは十分な配慮 オレンス(DV)や虐待が関 てほしい」と願う。 は自分の付属物ではない。自 か必要だ。松田弁護士は「離 くすることが親の義務。子供 ただ、ドメスティックバイ

TOKUHOU

れる単独親権はおかしい

INSIDE